

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦	㊦		

※該当箇所に ☒ すること。

- (ふりがな) ぽーかーとう
- 1 政治団体の名称 ポーカール党
- 2 主たる事務所の所在地 東京都葛飾区東新小岩1-1-1
401
- 3 代表者の氏名 尾関 亜弓
- 4 会計責任者の氏名 尾関 亜弓
- 5 令和 6 年分

団体コード	1	3	6	0	0	2	6	9	1	0	0	0	9	2
前年繰越額	0 円													

事務担当者の氏名

電話番号

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の
届出をした
者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

320130

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----				十億			百万			千				円
	(前年からの繰越額)-----													円
	(本年の収入額)-----													円
支 出 総 額 -----														円
翌年への繰越額-----														円

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費														
金 額 -----				十億			百万			千				円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)-----		0 人												

(2) 寄 附															
ア 寄附(イを除く。)の区分			金 額										備 考		
	(ア) 個 人 か ら の 寄 附				十億			百万			千			円	
	(うち特定寄附)														
	(イ) 法人その他の団体からの寄附														
	(ウ) 政治団体からの寄附														
	小 計 (ア) + (イ) + (ウ)														
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)															
イ 政党匿名寄附															
合 計 (ア + イ)															

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 30 日

政治団体の名称

ポーカー党

会計責任者の氏名

尾関 亜弓



↓（代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）
※解散の場合は、解散届も必要です。

（代表者の氏名



）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

全団体提出